

---

## 第2次湯沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

---



令和4年2月策定

湯沢市

# 目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
(1) 策定の背景.....	1
(2) 策定の目的.....	1
(3) 計画の位置づけ.....	2
(4) 計画の期間と見直し.....	2
(5) 基準年度.....	2
(6) 対象とする事務及び事業の範囲.....	3
(7) 対象とする温室効果ガス.....	3
第2章 温室効果ガス排出状況.....	4
(1) 電気・燃料使用量の状況.....	4
(2) 所管部署別の「エネルギー使用量」.....	4
(3) 「温室効果ガス総排出量」の算定係数.....	4
(4) 「温室効果ガス総排出量」の推移及び内訳.....	5
第3章 湯沢市役所の温室効果ガス排出削減の目標.....	6
(1) 削減目標.....	6
(2) 目標設定の考え方.....	6
第4章 削減目標達成のための取組.....	8
方針1 公共施設における低炭素化の推進.....	9
方針2 エネルギー自己調達の推進.....	10
方針3 車両対策の推進.....	10
方針4 ごみの減量・リサイクル（3R）の推進.....	10
方針5 職員による環境マネジメントの強化.....	11
方針6 その他における地球温暖化対策.....	11
第5章 計画の推進.....	12
(1) 推進体制.....	12
(2) PDCA サイクルによる進行管理.....	12

## 第1章 計画の基本的事項

### (1) 策定の背景

地球温暖化については、平成17年の「京都議定書<sup>1</sup>」の発効及び平成27年12月の「パリ協定<sup>2</sup>」により、今後目指すべき社会像が明確に提示され、これまでも世界的にその対策に取り組んできましたが、温室効果ガスの排出量は引き続き増加傾向にあり、世界の平均気温も上昇しています。

また、これに伴い台風の巨大化や海面上昇、植生の変化等、世界各地でこれまでに見られなかったような自然現象も生じています。

そのため、国内では令和3年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画<sup>3</sup>」により、温室効果ガスの削減目標を2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で46%、2050年度（令和32年度）での二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すとしています。

### (2) 策定の目的

湯沢市役所は組織全体から排出する温室効果ガスを抑制し、地球温暖化の防止を図るため、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）」に基づき、温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。

湯沢市役所は公の立場であり、かつ市内でも大規模な温室効果ガス排出事業者であるため、地球温暖化の防止に資するべく、温室効果ガス排出削減の取組を推進しなければなりません。

今回、第1次計画の計画期間が終了したことを受け、湯沢市地球温暖化対策実行計画の見直しを行い、より一層の効果的かつ効率的な省エネ・節電等の対策を推進していきます。

本計画は、地方公共団体の事務事業における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための計画です。湯沢市役所は自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることが求められています。このため、地球温暖化対策計画に即して、自らの事務事業に関し、本計画を策定します。

また、温対法以外の法律（省エネ法<sup>4</sup>、グリーン購入法<sup>5</sup>、環境配慮契約法<sup>6</sup>等）で地方公共団体に対応が求められている事項や、自らの環境マネジメントシステム<sup>7</sup>などの環境配慮行動に関わる取組を本計画に反映し、一元化した計画とすることで、効果的かつ効率的な地球温暖化対策の取組に資するものです。

本計画の策定は、湯沢市役所に対して効果があるのは当然ながら、地域全体への効果も期待されます。環境部門（温室効果ガス排出量の削減に関する具体的な知見の蓄積等）のみならず、管財部門（施設の長

---

<sup>1</sup> 京都議定書…1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された、気候変動への国際的な取組を定めた条約。

<sup>2</sup> パリ協定…「京都議定書」の後継となるもので、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。

<sup>3</sup> 地球温暖化対策計画…温対法に基づく政府の総合計画で、2016年5月13日に閣議決定した前回の計画を5年ぶりに改訂した。

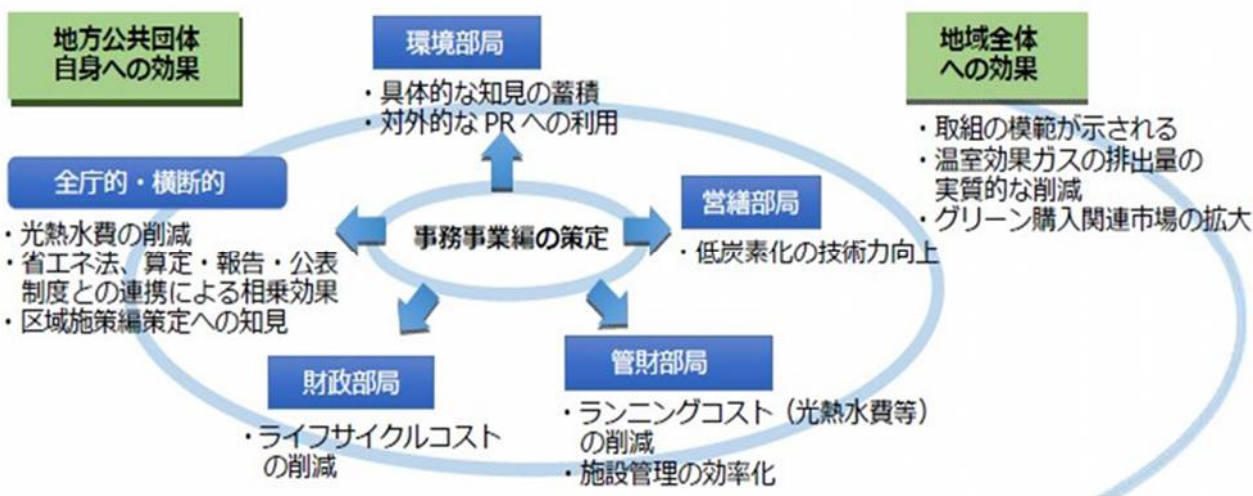
<sup>4</sup> 省エネ法…石油危機を契機として昭和54年に制定された法律、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」。

<sup>5</sup> グリーン購入法…持続可能な発展による循環型社会の形成を目指し、供給面だけでなく、国等が自ら率先して環境物品等を優先的に購入することで需要面からも環境物品等の市場を促進することを目的に、2000年5月「国等による環境物品等の調達に関する法律」が制定された。

<sup>6</sup> 環境配慮契約法…国や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービス等を提供する者と契約する仕組みを作り、もって、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる、新しい経済社会を構築することを目指すもの。

<sup>7</sup> 環境マネジメントシステム…企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。

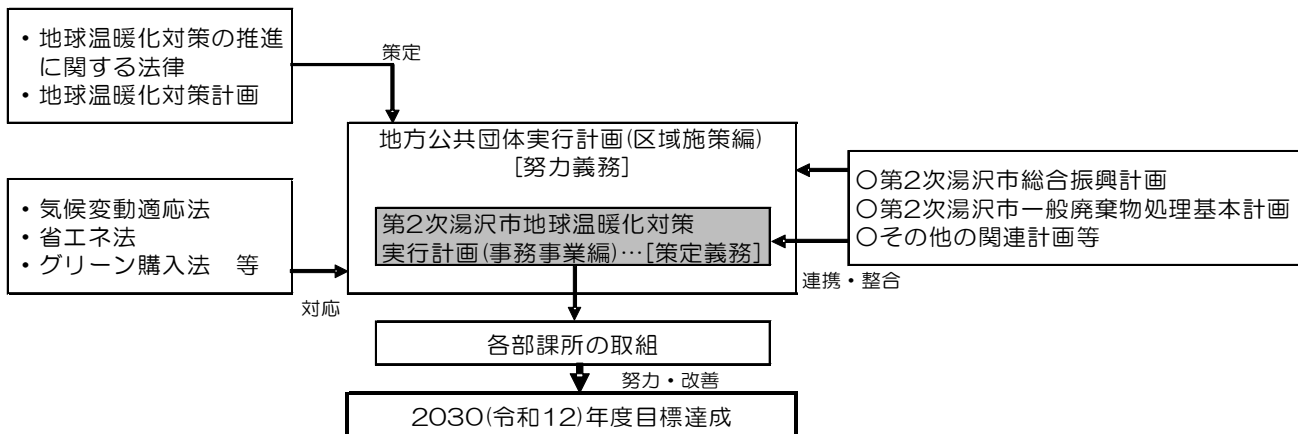
寿命化等)、財政部門(ライフサイクルコストの削減等)、全庁的・横断的な効果(光熱水費の削減等)など、効果は多岐に及びます。地域全体への効果としては、地域に対して温室効果ガス排出量の削減のモデルが示されることや、地域の実質的な温室効果ガス排出量の削減がなされるなどが挙げられます。



『環境省 事務事業編策定マニュアル』より抜粋

### (3) 計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条に基づき、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画〔事務事業編〕)として策定します。



### (4) 計画の期間と見直し

本計画の期間は、2022年度(令和4年度)から2030年度(令和12年度)までの9か年とします。

ただし、地球温暖化対策に係る技術の向上及び国・県の目標値の変更等、社会的情勢の変化を踏まえて、適宜見直しを検討することとします。

### (5) 基準年度

温室効果ガス排出量の削減目標を設定するにあたり基準とする年度は、最新の調査を行った2020年度(令和2年度)とします。

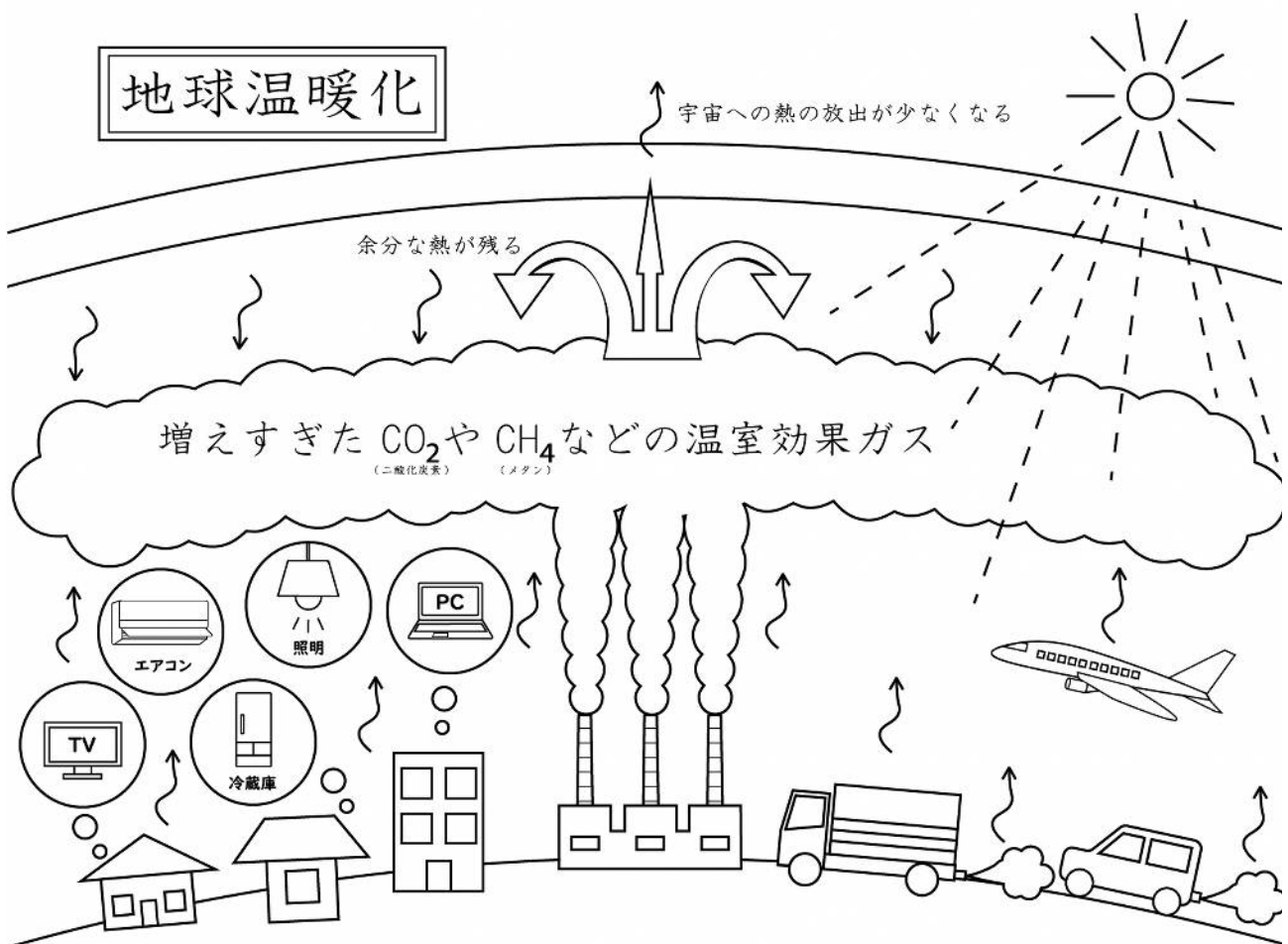
(6) 対象とする事務及び事業の範囲

本計画の対象範囲は、市長部局（各部各課等）、教育委員会（事務局、小中学校、体育館、文化会館等）、議会及び行政委員会における事務及び事業とします。ただし、外部への委託等により実施するものについては対象外としますが、その場合でも受託者等に対して、温室効果ガスの排出の抑制のための協力を求めることとします。

(7) 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、下記の4種類です。

温室効果ガスの種類	主な発生要因
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	・電気やガス、燃料等のエネルギーの使用
メタン(CH <sub>4</sub> )	・車両の走行による燃料の使用
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	・車両の走行による燃料の使用
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	・カーエアコンの冷媒等の使用や廃棄 ※代替フロン的一种



## 第2章 温室効果ガス排出状況

2020年度（令和2年度）の調査による温室効果ガスの排出状況を下記に示します。

### （1）電気・燃料使用量の状況

エネルギーの種類	2020年度（令和2年度）	備考
電気使用量(kWh)	9,121,882	施設照明・施設の電化製品など
ガソリン(L)	84,510	公用車・公用車外（草刈り機など）
軽油(L)	112,262	公用車・公用車外（除雪機など）
灯油(L)	724,124	施設暖房、一般家庭用暖房機など
A重油(L)	246,500	施設暖房など
LPガス(kg)	84,556	施設暖房、給湯器など

### （2）所管部署別の「エネルギー使用量」

エネルギーの種類	市長部局	教育委員会	議会及び行政委員会	計
電気使用量(kWh)	5,251,895	3,869,987	－	9,121,882
ガソリン(L)	65,680	17,778	1,052	84,510
軽油(L)	46,027	66,235	－	112,262
灯油(L)	113,647	610,477	－	724,124
A重油(L)	80,000	166,500	－	246,500
LPガス(kg)	49,821	34,735	－	84,556

※ 市長部局（各部各課等）

教育委員会（事務局、小中学校、体育館、文化会館等）

### （3）「温室効果ガス総排出量」の算定係数

温室効果ガスの種類	排出エネルギーの種類	温対法（H18施行令改正）による排出係数（単位当たり） ※電気のみR元年度実績による	備考
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	電気(kWh)	0.000519~0.000537	契約事業者により変動
	ガソリン(L)	0.00232	
	軽油(L)	0.00258	
	灯油(L)	0.00249	
	A重油(L)	0.00271	
	LPガス(kg)	0.003	
メタン (CH <sub>4</sub> )	ガソリン(km)	0.0000000025~0.000000035	車両の種類により変動
	軽油(km)	0.000000002~0.000000017	車両の種類により変動
	灯油(L)	0.00000035	
	LPガス(kg)	0.00000023	
	し尿処理施設(m <sup>3</sup> )	0.000038	

	浄化槽の処理(人)	0.00059	
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	ガソリン(km)	0.0000000005~0.000000041	車両の種類により変動
	軽油(km)	0.000000007~0.000000025	車両の種類により変動
	灯油(L)	0.000000021~0.000000062	使用機器により変動
	LPガス(kg)	0.0000000046~0.000000086	使用機器により変動
	し尿処理施設(m <sup>3</sup> )	0.00000093	
	浄化槽の処理(人)	0.000023	
ハイドロフル オロカーボン (HFC)	使用時(台)	0.01	車両台数により変動
	廃棄時(kg-HFC)	1	車両廃棄台数により変動

(4) 「温室効果ガス総排出量」の推移及び内訳

単位：t-CO<sub>2</sub>

温室効果ガスの種類	2007年度 (平成19年度) 第1次計画基準年	2020年度 (令和2年度)	増減	備考
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	12,185.09	7,914.64	▲4,270.45	施設・車両等のエネルギー使用量等
メタン (CH <sub>4</sub> )	0.55	221.04	220.49	車両の走行距離、浄化槽の処理人数等
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	16.59	118.44	101.85	車両の走行距離、施設の暖房等の使用量等
ハイドロフル オロカーボン (HFC)	—	3.34	—	車両の台数等
温室効果ガス	12,202.23	8,257.46	▲3,944.77	二酸化炭素、メタン、窒素、フロンガスの合計値

2007年度（平成19年度）に対して2020年度（令和2年度）の温室効果ガスが削減となった背景として、市役所本庁舎の新庁舎への移行や小中学校の統廃合、公共施設の民間への移行等が挙げられます。

### 第3章 湯沢市役所の温室効果ガス排出削減の目標

#### (1) 削減目標

エネルギー消費に由来する二酸化炭素排出量を30%削減

#### (2) 目標設定の考え方

国の「地球温暖化対策計画」では、2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比で、温室効果ガスを46%削減することとしており、そのうちエネルギーの消費に由来する二酸化炭素排出量について、地方公共団体においては51%削減することとしております。これを達成するためには、最新の排出量の調査をした2020年度（令和2年度）比で二酸化炭素排出量を30%削減することが必要となります。

また、二酸化炭素の削減目標が達成されると、比例して温室効果ガス削減についても達成されることとなります。

#### 【エネルギー使用に伴う二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の削減目標】

エネルギーの種類	2020年度 (令和2年度) 調査値	2030年度 (令和12年度) 目標値	削減目標 (30%減)	目標設定の考え方
電気(kWh)	9,121,882	6,385,317	▲2,736,565	施設数・利用の適正化、照明設備のLED化等
ガソリン(L)	84,510	59,157	▲25,353	エコドライブ <sup>8</sup> の実践やCEV <sup>9</sup> への買い替え、台数の適正化
軽油(L)	112,262	78,583	▲33,679	エコドライブの実践やCEVへの買い替え、台数の適正化
灯油(L)	724,124	506,887	▲217,237	施設数・利用の適正化
A重油(L)	246,500	172,550	▲73,950	施設数・利用の適正化
LPガス(kg)	84,556	59,189	▲25,367	施設数・利用の適正化
二酸化炭素 排出量(t-CO <sub>2</sub> )	7,914.64	5,540.24	▲2,374.40	2013年度の排出量（11,574.38） より▲6,034.14（52%減）

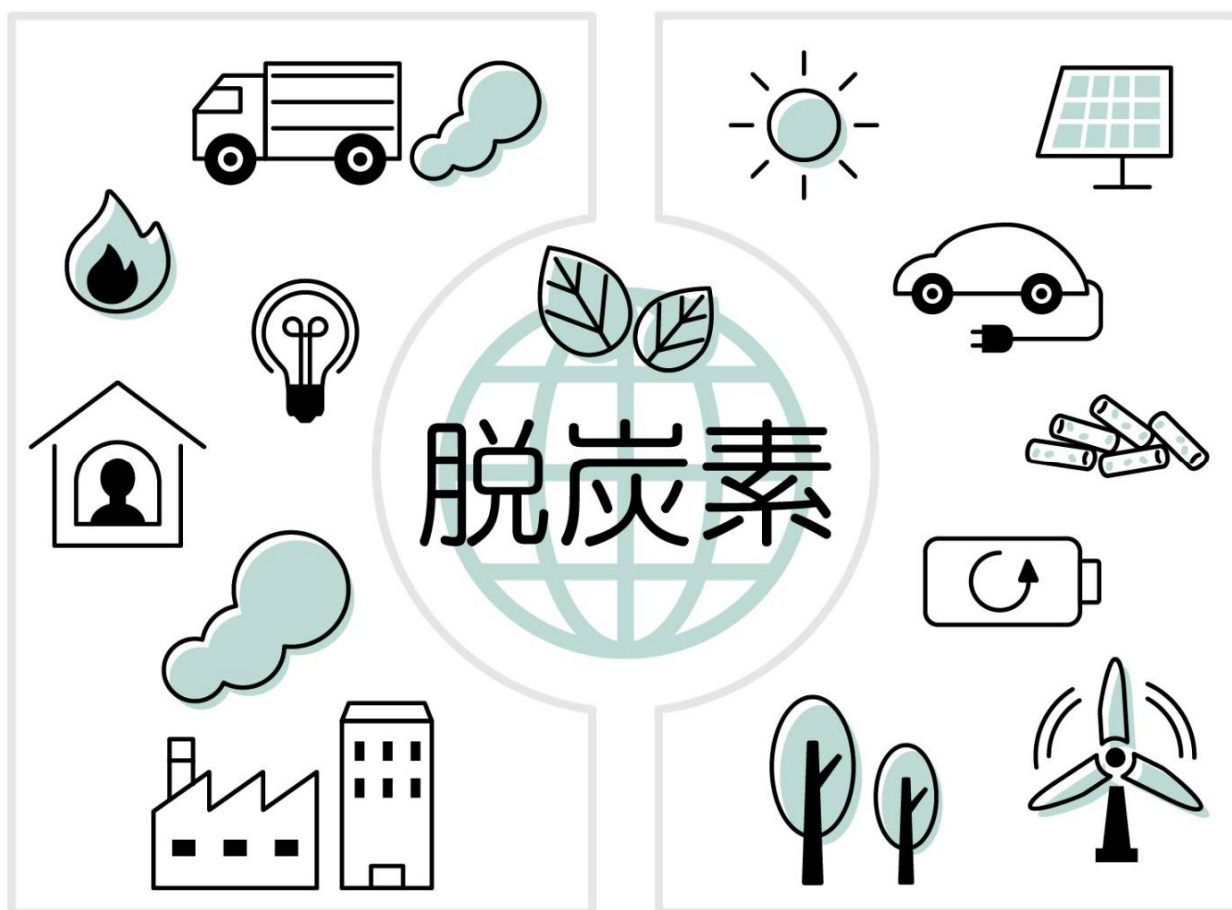
<sup>8</sup> エコドライブ…燃料消費量やCO<sub>2</sub>の排出量を減らし、地球温暖化防止につなげるために車のユーザーが行う運転方法や心がげのこと。

<sup>9</sup> CEV…クリーンエネルギー自動車のことで、二酸化炭素や窒素酸化物などの環境に有害な排出ガスが少ない、又は出さないエコロジーな車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車）



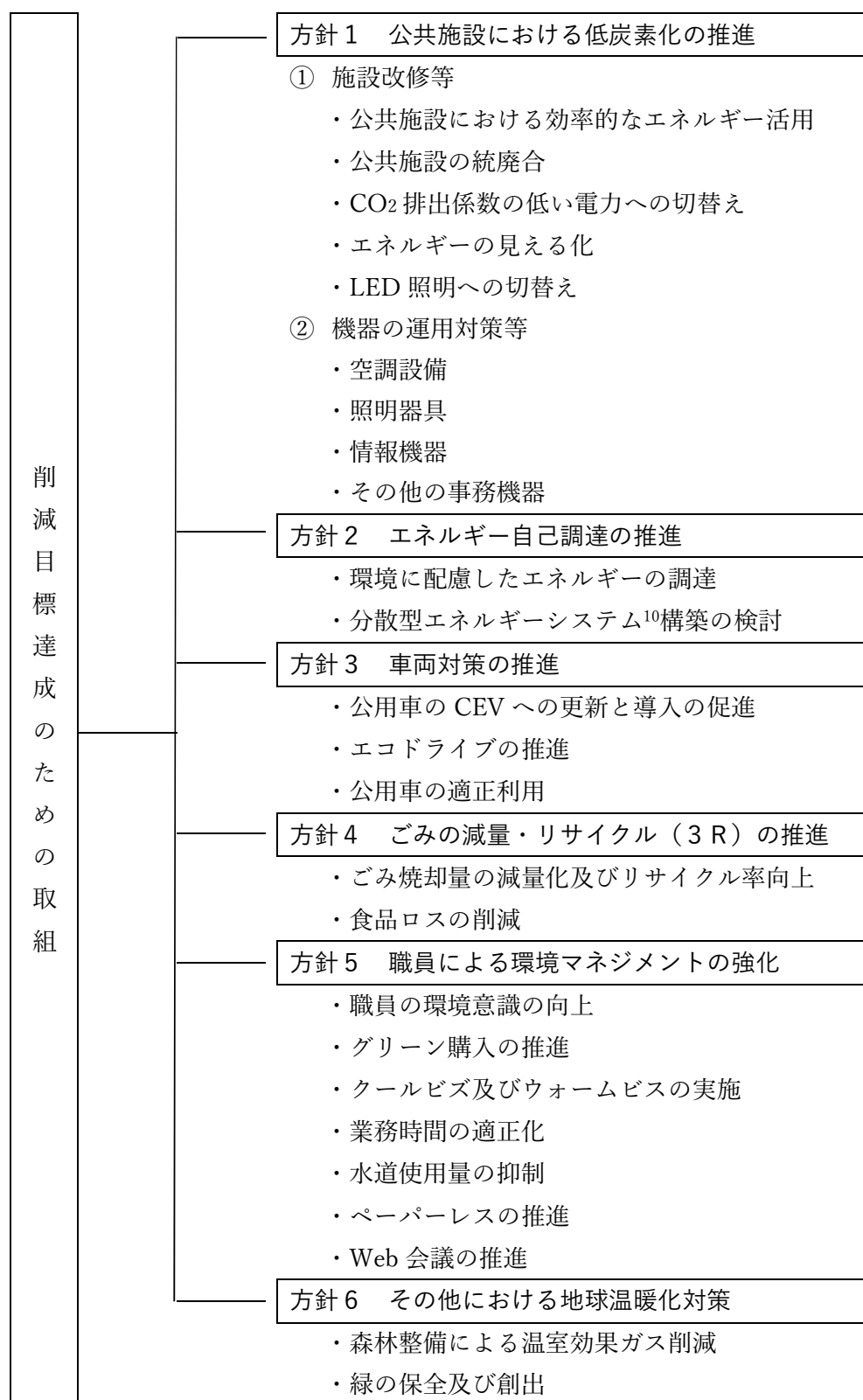
《参考：国の削減目標 地球温暖化対策計画概要（2021年改訂：閣議決定版）より》

温室効果ガス排出量		2013 排出実績	2030 排出量	削減率
(単位：億 t-CO <sub>2</sub> )		14.08	7.60	▲46%
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%
	業務その他 (地方公共団体等)	2.38	1.16	▲51%
	家庭	2.08	0.70	▲66%
	運輸	2.24	1.46	▲35%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%



## 第4章 削減目標達成のための取組

次に示す各方針に基づき、取組を推進することにより目標の達成を図ります。



<sup>10</sup> 分散型エネルギーシステム…電気利用者の比較的近く、又は地域に分散するかたちで需要を満たすだけの規模の発電設備をつくって電力を供給するシステム。

## 方針1 公共施設における低炭素化の推進

公共施設については省エネルギーによる低炭素化の取組を推進しており、今後も日常的な設備の運用改善に努めるとともに、エネルギーを高効率で利用できる設備や再生可能エネルギー<sup>11</sup>の導入など、省エネルギー化の更なる取組を総合的に推進していくこととしています。

### ① 設備改修等

#### 【主な取組】

項目	内容
公共施設における効率的なエネルギー活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の新築、増築、改修又は建て替えにあたっては、共通の判断基準のもと、全庁的に省エネ型（ZEB<sup>12</sup>）の整備を推進する。</li> <li>例：1.高効率な設備機器や再生可能エネルギー設備の標準装備</li> <li>2.断熱性など建物の省エネ機能の向上</li> <li>3.木材などCO<sub>2</sub>排出量が少ない建築資材の活用、等</li> </ul>
公共施設の統廃合	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の統廃合等による省エネルギー化を推進する。</li> </ul>
CO <sub>2</sub> 排出係数の低い電力への切替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>PPS<sup>13</sup>との契約やグリーン電力証書<sup>14</sup>購入を検討する。</li> <li>小売電力事業者による非化石証書<sup>15</sup>購入を検討する。</li> </ul>
エネルギーの見える化	<ul style="list-style-type: none"> <li>BEMS<sup>16</sup>を設置し、エネルギー使用量を監視制御し、無駄なく効率的に施設運用する。</li> </ul>
LED照明への切替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の照明機器を高効率照明であるLEDに切り替える。</li> </ul>

### ② 機器の運用対策等

#### 【主な取組】

項目	内容
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブラインドや窓の開け閉めによる換気量の調整を行う。</li> <li>適切な室温管理（推奨：夏28℃、冬20℃）及び稼働時間の設定を行う。</li> </ul>
照明器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>間引き点灯の実施や不要時の消灯を徹底する。</li> </ul>
情報機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>未使用時の電源OFFを徹底する（機械に支障がない限り）。</li> <li>エネルギー消費効率の高い製品の新規購入や更新を推進する。</li> </ul>
その他事務機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用していない機器等の電源はこまめに切る。</li> <li>環境に配慮した製品の購入を推進する。</li> </ul>

<sup>11</sup> 再生可能エネルギー…太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。

<sup>12</sup> ZEB…Net Zero Energy Building の略称で、「ゼブ」と呼び、快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽、自然エネルギー利用、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物のこと。

<sup>13</sup> PPS…Power Producer and Supplier の略で、「特定規模電気事業者」という意味。特定の規模（50kW）以上の需要者に対して電気が供給できる電力会社（新電力）。

<sup>14</sup> グリーン電力証書…風力や太陽光、地熱やバイオマスなどの再生可能エネルギーで作ったグリーンな電気が持つ「環境価値」を「証書」化して取引することで、再生可能エネルギーの普及・拡大を応援する仕組み。

<sup>15</sup> 非化石証書…非化石電源（太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスなどの再生可能エネルギーと、原子力発電）で発電された電気の非化石価値を切り離して証書にしたもの。

<sup>16</sup> BEMS…Building and Energy Management System の略で、空調や照明などの設備機器などエネルギーの使用状況の「見える化」や分析、自動制御など、全般的なエネルギーマネジメントを可能にするシステムのこと。

## 方針2 エネルギー自己調達の推進

エネルギー自己調達により、電気や熱エネルギーの使用に伴う燃料の使用を削減できるため、温室効果ガス排出量の抑制につながります。今後も、積極的な再生可能エネルギーの導入に取り組んでいきます。

### 【主な取組】

項目	内容
環境に配慮したエネルギーの調達	・公共施設に導入している太陽光発電の有効性の効果検証を行いながら、他の再生可能エネルギーの導入について検討する。
分散型エネルギーシステム構築の検討	・既に太陽光発電のある施設に蓄電池を設置する。 ・蓄電量を超える余剰電力は、他施設へ融通し消費する。 例：公共施設に蓄電池システムを設置し、非常時の自立電力供給、電力ピークシフト <sup>17</sup> を行う。合わせてBEMS設置を進め、既設の太陽光発電システムと合わせたエネルギー管理を行い、自己託送 <sup>18</sup> を含むエネルギー利用の適正化を図る。

## 方針3 車両対策の推進

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）等のCEVに加えて、公用車へのエコカー導入とその普及促進を図るほか、適正利用を心がけていきます。

### 【主な取組】

項目	内容
公用車のCEVへの更新と導入の促進	・計画的な更新・導入計画を策定し、車両の一括管理について検討するなど効率的な公用車の運用を図るとともに、台数の適正化を図る。 ・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車等の導入に合わせて、公用車用の充電設備を設ける。
エコドライブの推進	・穏やかにアクセルを踏んで発進したり、減速時は早めにアクセルを離したり、ムダなアイドリングはやめるなど、CO <sub>2</sub> の排出を抑え、地球環境に配慮した運転方法を心掛ける。
公用車の適正利用	・近距離の用務には徒歩や自転車を利用するほか、出張では可能な限り公共交通機関を利用する。

## 方針4 ごみの減量・リサイクル（3R）の推進

持続可能な循環型社会の形成に向け、更なるごみ減量・リサイクルの取組を推進するため、平成31年3月に「第2次湯沢市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。この基本計画では、できるだけ新たなエネルギーやコストを投入せずにごみ減量を進めるという観点から3R（発生抑制・再使用・再生利用）の取組を組み合わせ、推進していきます。

<sup>17</sup> 電力ピークシフト…電力の消費量が多い時間帯から少ない時間帯に活動を移すことで、電力消費量の波を平準化させることをピークシフトと呼び、電気代の単価が高い時間帯の使用を減らすことで電力量料金を下げることに加え、電力使用のピークを抑えることで基本料金の削減につながるもの。

<sup>18</sup> 自己託送…企業が自家発電設備（太陽光発電設備等）を導入して、自社の設備で発電した電気を送配電事業者が保有する送配電ネットワークを利用し、他地域の施設などに供給すること。

また、3Rの推進による資源の循環利用を通じて、温室効果ガスの排出を抑制することが緊急かつ重要な課題であり、ごみの収集輸送、中間処理、最終処分といったあらゆる過程において、環境負荷の低減に努めていきます。

【主な取組】

項目	内容
ごみ焼却量の減量化及びリサイクル率向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイボトルやマイ箸の利用により、使い捨てスタイルからの転換を図る。</li> <li>・ごみの再資源化の推進を図るため、ごみの分別を徹底する。</li> <li>・ペーパーラボを活用し、使用済みの紙の再生紙化を図る。</li> </ul>
食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食べ残しをしないように努める。</li> </ul>

方針5 職員による環境マネジメントの強化

庁内では職員の環境意識向上を図りながら、一層環境に配慮した取組を推進していきます。

【主な取組】

項目	内容
職員の環境意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境意識向上のための講習会を随時開催する。</li> </ul>
グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する。</li> </ul>
クールビズ及びウォームビズの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季における軽装化（クールビズ）や冬季における重ね着（ウォームビズ）を励行し、空調設備の稼働によるエネルギーの消費削減を図る。</li> </ul>
業務時間の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在行われているオンタイムデーの徹底により、エネルギーの消費削減を図る。</li> <li>・業務体制の見直し等により残業時間の削減に努め、エネルギーの消費削減を図る。</li> </ul>
水道使用量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗面や歯磨き、トイレ、食器洗い等の際は節水に努める。</li> </ul>
ペーパーレスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子決裁や電子回覧の活用によるペーパーレスの推進に努める。</li> </ul>
Web会議の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の会議を可能な限りWeb会議とし、職員の庁舎間移動を減らす。</li> </ul>

方針6 その他における地球温暖化対策

これまでに掲載した対策以外における地球温暖化対策について、検討し取り組んでいきます。

【主な取組】

項目	内容
森林整備による温室効果ガス削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガスを削減できない分（削減しようとしても、手段がない場合）の全部又は一部を市有林への植林等と組み合わせ、埋め合わせをする手法（カーボン・オフセット）の活用を検討する。</li> </ul>
緑の保全及び創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化炭素の吸収を図るため、公共施設敷地内の既存樹木や草花を適正管理するとともに、敷地の緑化等に努める。</li> </ul>

## 第5章 計画の推進

### (1) 推進体制

本計画は、湯沢市地球温暖化対策実行計画策定会議を基本として推進します。

### (2) PDCA サイクルによる進行管理

計画 (Plan) ⇒ 実行 (Do) ⇒ 点検・評価 (Check) ⇒ 改善 (Act) という、PDCAサイクルに基づき進行管理を行い、継続的な推進・改善を図ります。

#### 〔計画 (Plan)〕

- ・本計画に基づき、各課・各施設において省エネ対策を立案した上で、空調設備や照明、情報機器等に関する取組内容を決定します。

#### 〔実行 (Do)〕

- ・各課・各施設において、省エネ対策を実施します。
- ・実施の結果について定期的にチェック表に基づき記録し、庁内で共有します。

#### 〔評価 (Check)〕

- ・各課・各施設の省エネ対策の実施状況について、財政課及びくらしの相談課が中心となり取り纏め、組織全体のエネルギー使用量やCO<sub>2</sub>排出量、取組実施状況、削減効果について把握します。
- ・把握した内容を策定会議で検証し、結果をホームページ等により公表します。

#### 〔改善 (Act)〕

- ・点検・評価の結果や国内外の動向等を踏まえながら、省エネ対策や本計画の見直しを行います。